

男女の
人権の尊重

男女の健康と
権利の尊重

性別による
差別の解消

男女が性別にかかわらず、
一人ひとりの人権を尊重しま
しょう。

男女が互いの性に関する理解を深め、
妊娠や出産など女性の性と生殖に関
する健康と権利を尊重しましょう。

男女が性別による差別的な
取扱いを受けることがないよ
うにしましょう。

基本理念

男女共同参画を 推進するための 7本の柱

個性と能力
を発揮できる
機会の確保

男女が自らの意思によって、職場、
地域、学校、家庭など社会のあらゆる
活動に参画し、一人ひとりが個性
と能力を十分に発揮できるようにし
ましょう。

社会制度・
慣行につい
ての配慮

「女性は家事や育児に専念すべ
き」、「対外的なことや現場業務は男
性が向いている」など性別による固
定的な役割分担意識や社会習慣を
解消して、男女が自分の意思で多様
な活動ができるようにしましょう。

【第3条】

家庭生活に
おける協力

家族が互いに協力し合い、家
事、育児、介護などの家庭に
おける役割を担いましょう。

政策等の立案・
決定への参画

男女が政策や企業、地域など
の方針の立案・決定に参画し
ましょう。

私たちは 何をすればいいの

責 務

【第4条～第8条】

市が取り組むこと

【第4条】

男女共同参画を推進するための施策を
総合的に策定し、計画的に実施します。
市民、事業者、市民活動団体、教育関係の
皆さんと連携し、協働して取り組みます。

市民の皆さんが 取り組むこと

【第5条】

家庭、職場、学校、地域などあらゆる場面
において、「男性は仕事、女性は家庭」と
いうような固定的な役割分担意識を改め
ましょう。

事業者の皆さんが 取り組むこと

【第6条】

職場において、男女が平等に能力を発揮
できるよう、職場環境づくりに努めましょ
う。

市民活動団体の皆さんが 取り組むこと

【第7条】

自治会、ボランティア団体やサークルな
どの活動において、男女共同参画を推進
しましょう。
※市民活動団体…NPO、ボランティア団体、自治会など、
自発的に社会貢献活動を行う非営利の団体

教育関係の皆さんが 取り組むこと

【第8条】

学校教育、公民館などで実施される生涯
学習の場において、男女共同参画を推進
しましょう。



問い合わせ先

境港市総務部地域振興課

〒684-8501 境港市上道町3000番地 TEL (0859) 47-1102 FAX (0859) 44-3001

E-mail:chiikishinkou@city.sakaiminato.lg.jp